京都府織物・機械金属振興センターの共同研究に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、京都府織物・機械金属振興センター(以下「センター」という。)が、京都府の機関以外の者と研究を分担して共同で行う研究(以下「共同研究」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

- 第2 次の各号の共同研究については、この指針の適用を除外する。
 - (1) 共同研究の相手方(以下「共同研究者」という。)が国公立の大学、国立大学法人、国公立の試験研究機関、特別法による特殊法人及び京都府知事が設立許可した公益法人である場合において別段の定めがあるもの
 - (2) 京都府織物・機械金属振興センター所長(以下「所長」という。) が軽微な研究と認めるもの
 - (3) センターから依頼するもの
 - (4) その他所長が特に必要と認めるもの

(共同研究者)

第3 共同研究者は、京都府に事業所等を有する企業者及び団体とする。ただし、共同研究を実施することが本府の産業振興に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

(共同研究の申出)

第4 共同研究者から共同研究申出書(様式例の1)を提出させるものとする。

(共同研究の実施の通知)

第5 前項の定めにより共同研究の申出に対し、その内容を審査し、当該申出が適当と認められるときは、共同研究の実施について、共同研究実施通知書(様式例の2)により通知するものとする。

(特許の出願)

第6 共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、共同研究者と協議して権利の持分を定め、共同で特許出願(以下「共同出願」という。)することができるものとする。

(共同出願依頼書の提出)

第7 前項の定めにより共同出願しようとするときは、共同研究者に共同出願依頼書(様式例の3)を提出させるものとする。

(優先実施権)

第8 第6項の定めにより共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権(以下「特許権等」という。)を、共同研究者又はその指定する者で所長が適当と認めた者に限り、共同研究終了の日から8年を超えない範囲で優先的に実施(以下「優先実施」という。)させることができるものとする。ただし、共同研究者から所長に対し、業務の都合等により優先実施期間の延長の申し入れがあったときは、正当な理由があると認められる場合に限り、優先実施期間を更に7年を超えない範囲で延長させることができるものとする。

(優先実施権の特例)

第9 所長は、前項で定める優先実施期間中、その第3年目以降において、共同研究者が正当な理由なく当該発明を実施しないとき、又は優先実施させることが公共の利益を著しく損うと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し実施を許諾することができるものとする。

(実施料の徴収)

第10 第8項及び第9項の定めに基づき、特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める 実施料を徴収するものとする。

(準用)

第 11 第 6 項から第 10 項までの定めは、実用新案権及び、実用新案登録を受ける権利並びに意匠権 及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(報告)

第12 共同研究者が当該共同研究を終了したときは、速やかに共同研究結果報告書(様式例の4参照) を提出させるものとする。

(研究成果の公表)

第13 所長は、共同研究の実施期間中又は終了後、研究成果を公表する。ただし、共同研究者から所長に対し、業務の都合等により研究成果を公表しないように事前に申し入れがあったときは、正当な理由があると認められる場合に限り、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第14 この指針に定めるもののほか、必要な事項については別に定めることができる。

附則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。

京都府織物・機械金属振興センター所長 様

申出者の住所又は所在地 申出者の名称及び 代表者の氏名

共同研究申出書

下記のとおり共同研究の申出をします。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究の目的
- 3 共同研究の内容
- 4 共同研究を必要とする理由
- 5 研究の実施場所
- 6 研究の実施期間
- 7 研究参加者の職及び氏名
- 8 研究内容及びその分担
- 9 特許等の実施

共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、協議して権利の持分を定め、共同で特許出願することとします。

なお、特許権等に係る発明について実施しようとするときは、京都府の許諾を得た後、 別に実施契約で定める実施料を支払うものとします。 様

京都府織物・機械金属振興センター所長 印

共同研究 実施通知書

年 月 日付けで申出の共同研究について、実施することとしましたので、通知します。

京都府織物・機械金属振興センター所長 様

依頼者の住所又は所在地 依頼者の名称及び 代表者の氏名

印

共 同 出 願 依 頼 書

京都府織物・機械金属振興センターと とで共同開発した「 」 に係る特許を受ける権利の持ち分を下記のとおりとすることを依頼します。

なお、本発明の特許出願、出願審査の請求、登録等に要する費用については、下記の持ち分の 割合で負担することといたします。

又、本発明を実施しようとするときは、別に実施契約を締結することとし、実施契約で定める 実施料を支払うことといたします。

記

発明者の所属	持ち分の割合
京都府	

京都府織物・機械金属振興センター所長 様

申出者の住所又は所在地 申出者の名称及び 代表者の氏名

共同研究結果報告書

共同研究の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 分担研究課題名及び研究者の所属・職・氏名
- 3 共同研究の実施場所
- 4 共同研究実施期間
- 5 共同研究の実績 (分担研究の項目毎に、研究の経過・内容・結果について図面・図表・写真等を含めて記載す ること。)
- 6 工業所有権 (共同研究の結果、特許等の出願状況並びに今後の計画等について記載すること。)
- 7 成果の活用 (企業化する場合の問題点、企業化した場合の利点等を記載すること。)